

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成31年度に実施する理学部、工学部の組織改編に向けて、両学部のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについて、組織改編の理念に適応した改定を行うとともに、カリキュラムの改革を行う。【1】

・【1】前年度に引き続き、理学部と工学部の改組に伴う新カリキュラムを実施し、学部・学科改組にかかる理念の達成度や、新規開講又は改編された授業科目の目標到達度を、アンケート等によって検証する。

2) クォーター制導入にあわせて平成28年度から開始する共通教育の新カリキュラムにおいて、初年次教育や教養科目、基礎科目の実施状況並びに学生の学習効果を、学生アンケートや成績評価等の分析により精査し、共通教育の教育理念に掲げる「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善を推進する。【2】

・【2】前年度までの検証結果を踏まえて、第4期中期目標期間中に共通教育において実施する「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善の原案を作成する。

3) 学生の学修効果を高めるためのクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発し実施するとともに、組織的な調査により、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得率を90%以上、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を80%以上にする。【3】

・【3-1】愛媛大学教育改革促進事業（愛大教育改革GP）の特別テーマとして『愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～』の習得を目指した学士課程教育の改善を継続し、愛大学生コンピテンシーの習得率90%以上を維持する。

・【3-2】COC+事業補助金終了後も地域志向キャリア形成センターを存置し、「愛媛県内就職・定住促進」教育プログラム及びきめ細やかな就職支援体制の継続により、企業等に実施する調査における、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価について80%以上を維持する。

4) 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【4】

・【4】前年度に引き続き、本学から12科目の提供を行うとともに、動画を使用しないコンテンツへの改編に向けて、本学のコンテンツ改編方針案を策定する。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成28年度改組の農学研究科に6年一貫教育コースを開設して学部教育との接続を強化するとともに、平成32年度までに改編予定の他研究科において、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再検討し、カリキュラムの改革を行う。【5】

・【5】農学研究科の6年一貫教育コースにおいて、学部卒業の特別コース学生を受け入れ、海外を含むインターンシップの実施や学会誌への論文投稿等を通じ、高度な専門知識を修得させる。また、人文社会科学研究科、教育学研究科において、新カリキュラムを実施し、学生の履修状況やアンケート等によって改組の効果について検証を開始する。

2) 博士課程では、先端研究を担う人材あるいは高度な専門的職業人を育成するため、学修プロセスごとの評価ツールを用いて、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検し、成績評価や学位授与の厳格化も含んだ改善を行う。【6】

・【6】各研究科において検討したコースワークとリサーチワーク、学位授与の基準等を基に、成績評価や学位授与の厳格化を図る。

(3) 教育・学習成果の可視化と評価に関する目標を達成するための措置

学士課程と大学院課程の双方において、学生の学習成果を可視化するツールを開発して教学IR (Institutional Research) によるデータ解析を行い、その評価結果を全学的に共有する。【7】

- ・【7】各研究科の自己点検評価の結果等を基にして大学院生の学びを可視化する方法を開発し、「教育企画室 IR レポート」等により、その内容を全学的に共有する。

(4) 教員の教育力向上に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点として平成 31 年度まで認定済）を中心に、テニユア・トラック制度のための PD(Professional Development) プログラムを含む学内 FD(Faculty Development) 講習を更に高度化するとともに、本学が独自に開発している FD・SD(Staff Development) 講習について、本学教職員の受講者数を第 3 期中期目標期間中に延べ 13,000 人以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)【8】
 - ・【8】 研修プログラムの改善及び新規 FD プログラムの開発を継続して行い、学内 FD・SD プログラムの受講者数を平成 28 年度からの 5 年間の累計で 11,000 人以上とする。
- 2) 教育の質の向上のため、教育コーディネーターを中心にした各部局の教職員との連携を図りながらカリキュラム改善に向けた FD を実施する。【9】
 - ・【9】 教育コーディネーター研修会や教育改革シンポジウムなどにおいて、カリキュラム改善に向けた FD を学内外に向けて実施する。
- 3) 教職員能力開発拠点や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD) を通して、第 3 期中期目標期間中に延べ 150 校以上に研修講師を派遣するなど、本学で培った人材育成のノウハウを全国に発信するとともに、FD・SD・教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成するため、全国の高等教育機関の教職員を対象として学外で毎年 2 回の養成講座を開催し、学内外で延べ 300 人以上の修了者を輩出する。【10】
 - ・【10-1】 前年度に策定した組織開発を重視するという方針に基づき、全国の大学で実施される教職員能力開発研修の講師を 30 校に派遣する。
 - ・【10-2】 FD・SD 及び教学 IR を専門的に担当する実践的指導者を育成するプログラムを実施し、50 人以上の修了者を輩出する。

(5) 学習支援・学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習環境と学習状況の分析結果に基づき、学生が主体的・能動的に学ぶための教育環境（アクティブラーニング・ルーム等）を整備する。【11】
 - ・【11】 優先度の高い什器、音響機器、映像機器等の更新など、アクティブラーニング・スペース等の学習環境整備を行う。
- 2) 学生が自らの志向性にあわせて学びをデザインできるように、課外研修・留学に関する説明会や事前・事後指導の改善、愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア (SCV) や愛媛大学リーダーズ・スクール (ELS) への支援強化等を通じて、留学支援やボランティア活動支援、広義のキャリア教育を含む「準正課教育」を充実させる。【12】
 - ・【12-1】 「愛媛大学リーダーズ・スクール (ELS)」及びその関連科目並びに「大学間連携共同教育推進事業 (UNGL)」プログラムを受講した学生にアンケートやヒアリングを行い、学生能力開発のためのより効果的な取組のあり方について検討する。
 - ・【12-2】 愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア (SCV) 内で開発されたピア・サポート力育成研修を正課教育に昇華し、「外化を促すファシリテーション実践学 (ピア・エデュケーション実践)」と「ヒトはなぜ働くのか」の 2 科目を共通教育科目として開講する。
- 3) 学生が様々な正課外活動をキャンパスの内外において行うことができるように、ソフト面（事故防止やハラスメント防止のためのサークル研修の充実や、評価に基づく公正な予算配分制度の確立）とハード面（運動場整備やサークルボックス等の改修）で支援する。【13】
 - ・【13】 e-Learning 化した教材を活用し、サークルリーダー育成向けの研修プログラムを開発する。また、サークルボックス等の改修を検討する。
- 4) シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニバーサルデザイン、障害者差別解消法への対応（障がい学生の個々のニーズに合わせた支援）等、学生の多様性に配慮した学習支援措置をとる。【14】
 - ・【14-1】 学生の不適応の予防策として、全学生に対して不適応が発覚する前に行う一次対策、不適応に陥りかけた学生に対して行う二次対策及び不適応からの回復も含めた三次対策をプログラム化する。
 - ・【14-2】 教育・学生支援機構と各部局が連携し、シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニ

バーサルデザイン、障害者差別解消法への対応（障がい学生の個々のニーズに合わせた支援）等を引き続き実施する。

(6) 入学者選抜方法の高度化に関する目標を達成するための措置

1) 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】

- ・【15】一般選抜では、調査書を単独又は他の選抜方法と組み合わせて得点化する。また、学校推薦型選抜、総合型選抜では、オンライン入力させた活動報告書等により、志願者の多様な活動歴等を評価する。これらの措置により、全ての学部入試で、より多面的・総合的な評価を推進する。

2) 附属高校等のスーパーグローバルハイスクール (SGH)・スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 採択校をモデル校として、「課題研究」の高度化を図り、その入試への活用を通じて実効性のある高大接続事業を推進する。【16】

- ・【16】アドミッションセンターにおいて、出願時に提出される活動報告書（「課題研究」に関する記述及び添付書類を含む）の活用状況について、各学部と情報交換を行うなどして、評価方法について研究する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

1) 本学の強みである、地球深部ダイナミクス研究センター (GRC)、沿岸環境科学研究センター、プロテオサイエンスセンターにおける研究活動を充実させ、全国的な共同研究拠点となるための重点的な支援を行い、先端研究センターにおいては、第2期中期目標期間後半より共同研究数、研究分野で定評のあるハイインパクトジャーナルへの掲載数を10%以上増加させるとともに、プロテオ創薬研究分野では、研究推進の鍵となるヒトタンパク質の全数合成を達成する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【17】

- ・【17-1】学長、機構長及びセンター長の裁量的経費による研究費の一部傾斜配分を継続して行う。共同利用・共同研究拠点(化学汚染・沿岸環境研究拠点(LaMer)、先進超高压科学研究拠点(PRIUS))において、拠点活動を更に展開して大型研究費獲得を支援し、新たな学際的・国際的研究を推進する。また、沿岸環境科学研究センター及び地球深部ダイナミクス研究センターにおいて、「在り方検討委員会」の報告書を踏まえて、組織改編等に向けた具体的な取組を開始する。
- ・【17-2】先端研究センターにおいて、研究者ネットワークの強化状況を示す指標である共同研究数、並びに世界をリードする研究成果の発信状況を示す指標であるハイインパクトジャーナルへの掲載数を第2期中期目標期間後半より9%程度増とする。
- ・【17-3】プロテオサイエンスセンターにおいて、国内外のアカデミアや製薬企業とともに、これまでに整備したヒトのほぼ全てとなる約24,000種類のタンパク質を用いて薬剤標的タンパク質の探索を行うとともに、探索で見出された薬剤標的タンパク質が細胞・個体レベルでどのように機能するか評価を行う。また、グローバルヘルス技術振興基金から獲得した助成金により、これまでに見出したマラリアワクチン候補タンパク質を用いて、製薬企業と共同で前臨床試験を開始する。

2) 超高压関連分野での新しい機能性物質の創成と応用に取り組むことを目的に、GRC・理学部・工学部の超高压関連分野の教員の連携により、10人以上の人員を集積させた超高压新物質創成分野を組織化する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【18】

- ・【18】超高压科学の学際的・国際的研究を展開するとともに、超高压新物質創成分野に令和元年度までの9人に加え、新たに1人以上の若手研究者を追加し、理工学研究科及び理学部・工学部における超高压科学関連分野において、新しい学際的研究分野の創出を目指す。

3) 新たな先端研究、地域におけるイノベーションの創出、文理融合型学際研究、基礎研究を応用に導く橋渡し研究、地域社会と協働して取り組む研究等を推進するため、バイオイメージングやプラズマ応用等の組織横断的研究グループを育成するとともに、第3期中期目標期間中に10以上の新規基盤的研究拠点(リサーチユニット)を立ち上げる。(戦略性が高く意欲的な計画) 【19】

- ・【19-1】新規発足及び継続のRUに対して研究活性化事業による経費支援を行うとともに、新規のRUを募集し、次年度発足のRUを選定する。また、認定期間(3年)が満了となる1つのRUに対し事後評価を実施し、次年度の継続、終了等について決定する。アドバンスドリサーチユニット制度による支援は、学術担当理事による面接評価を踏まえて継続実施する。さらに、RU同士による

共同研究の可能性、新規の研究分野開拓の可能性を探るため、RU 研究交流会を開催する。

- ・【19-2】これまでの RU 全体の活動実績評価と制度の効果の評価を基に、RU 制度について分析と検証を行い、引き続き第 4 期中期目標期間に向けた見直しについて検討を行う。

(2) 研究力の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学術支援センターに設備サポートセンター機能を付与し、設備・機器を効率的に学内共同利用できるシステムを構築するとともに、所属する教職員の研究支援能力向上のため、設備・機器の取扱いに関する資格取得や技術習熟のための研修等を実施し、機器の共同利用件数を第 2 期中期目標期間より 30%以上増加させる。【20】

- ・【20-1】共同利用機器のバージョンアップや再配置などを年間 3 件以上行うとともに、機器利用を促進するための利用者向けの各種講習会や技術セミナーを年間 60 回以上開催する。さらに、共同利用機器の学外利用支援システムを整備する。以上の取組により、機器の共同利用件数を第 2 期中期目標期間最終年度より 20%以上増加させる。
- ・【20-2】新たに設置した「共同利用連携推進室」において、近隣大学等との設備の共同利用化に向けた検討を開始する。

2) 外部資金獲得実績に対する新たな個人レベル及び組織レベルの優遇制度を整備するとともに、研究コーディネーターによるブラッシュアップ機能を補完するため、研究費申請アドバイザーボード（仮称）の新設など外部資金獲得に向けた支援体制を充実させ、教員一人当たりの科学研究費助成事業、共同研究、受託研究等による外部資金獲得総数を第 2 期中期目標期間より 3%以上増加させる。【21】

- ・【21-1】外部資金獲得実績に対する組織レベルのインセンティブ制度を継続し、外部資金の実績に応じた部局への経費支援を行う。個人レベルのインセンティブ制度として、研究費の獲得において、顕著な功績のあった者を評価し、インセンティブを給与へ反映する教員業績評価を新たに開始する。また、「研究費申請アドバイザー制度」の効果を検証し、必要に応じて制度の見直しを検討する。
- ・【21-2】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を 55 件以上とする。（【30】再掲）

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

(1) 地域創生機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 地（知）の拠点整備事業（COC 事業）及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）を推進するため、地域社会と連携した人材育成、地域活性化を目的としたセンターを設置する。また、平成 26 年度に設置した「地域共創コンソーシアム」（地域のステークホルダーとの協働を目的とし産学官金民で構成）運営のための既存の協議会を再構築するなど体制を整備し、COC 事業・COC+事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。【22】

- ・【22】「地域共創コンソーシアム会議」の下に、「COC+継続事業実施委員会」を設置し、COC+事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施するとともに、新たな「地域連携プラットフォーム」の構築に向けた検討を行う。

2) 地域連携ネットワークを充実させるため、県内の自治体・各種団体・企業・他大学との間で、新たに 10 件以上の連携協定を締結する。（戦略性が高く意欲的な計画）【23】

- ・【23】達成済み。

(2) 地域志向型人材育成に向けた教育組織の新設とカリキュラム等の展開に関する目標を達成するための措置

1) 新設する「社会共創学部」を中心として、地域の様々なステークホルダーとともに協働しながら、地域を教育の場としたフィールドワーク、インターンシップを含む科目・プログラムを第 3 期中期目標期間末までに年間 100 以上開講するなど、地域課題の解決につながる教育を実施するとともに、愛媛県内への就職率を第 3 期中期目標期間末までに 50%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）【24】

- ・【24-1】地域を教育の場としたフィールドワーク・インターンシップを含む科目・プログラムを全

学で100科目以上開講する。

- ・【24-2】愛媛県内企業に就職したOB・OGとの交流会や座談会、業界説明会などの少人数セミナーを充実させ、県内企業の情報や地域への就職に身近に触れる機会を設け、学生に対しより手厚い支援を行う。

2) 地域の活性化、地域イノベーションを創出する人材を育成するため、自治体・企業・教育界・NPO等との連携を強化して、平成28年度より地域に対する理解と関心を涵養する授業「えひめ学」(共通教育全学必修科目)を改編するとともに、地域で働く意欲を涵養する授業「地域志向型キャリア形成科目(仮称)」を新設するなど、地域志向型カリキュラムの整備・充実を行う。
【25】

- ・【25】共通教育における「愛媛県内就職・定住促進」教育プログラムについて、前年度から実施している授業改善の状況を学生アンケート等により調査する。

3) 地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有し、地域活性化のリーダーになれる人材である「地域専門人材」を育成するため、第2期中期目標期間に引き続いてリカレント教育プログラムを開講し、第3期中期目標期間中に1,500人以上の受講生を輩出する。【26】

- ・【26】地域専門人材を育成するため、リカレント教育プログラムを開講し、年間250人以上の受講者を輩出するとともに、「地域専門人材育成・リカレント教育支援センター」を中心に、新たなプログラム開発への支援や既存のプログラムの充実につながる取組を実施する。また、地域協働型センターとの連携を強化し、地域ニーズを着実に捉えたリカレント教育プログラムを展開するため、「地域専門人材育成・リカレント教育支援センター」に専任教員を配置する。

4) 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系職員養成プログラムを拡充し、第3期中期目標期間中に150人以上の受講者を輩出する。【27】

- ・【27】教職員の地域志向を高めるため、社会連携系教職員養成研修プログラムを開講する(ビデオ視聴を含む)とともに、テニユア育成教員を対象とした知的財産に関するプログラムも開講し、30人以上の受講者を輩出する。

5) 地域医療に貢献する医師、看護師、保健師を目指す学生のモチベーションを高めるため、県内の主要病院や保健所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションにおいて、実地臨床に近いレベルの実習期間を延長し、教育カリキュラムを充実させる。【28】

- ・【28-1】医学科では、臨床実習を4週間単位で実施する県内医療機関の数を増やす。また、臨床実習の達成度評価の方法について検討を行う。学生が体系的に地域医療の経験を積むことができるよう、愛媛シームレス地域医療人育成プログラムを継続する。
- ・【28-2】看護学科では、地域密着型の実習プログラムである「在宅生活支援実習」について、実習フィールドを拡張する。さらに本プログラムの評価を行い、令和3年度から推薦型選抜の枠内に新たに導入される「地域枠入試」により入学する学生を対象とした、具体的な教育カリキュラムを立案する。

(3) 地域・社会の課題の解決に資する研究の推進及び人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 地域密着型研究センター(南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、植物工場研究センター等)において、教員、学生が協同した研究を行うことにより、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を育成・輩出する。また、本学が地域に密着した中核機能を発揮する市町を増加させるため、サテライト機能を持った新たな地域密着型研究センターを3件以上設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【29】

- ・【29】「地域協働センター中予(仮称)」の設置に向けた具体的な検討を行うとともに、既存のセンターも含む地域密着型研究センターを中心に、地域・社会の課題解決や地域の活性化に資する活動を、地域と教員と学生が協働して行い、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を輩出する。

2) 愛媛県内における共同研究・受託研究等の年平均実施数を第2期中期目標期間中の年平均実施数よりも10件以上増加させる。【30】

- ・【30】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を55件以上とする。(【21-2】再掲)

(4) 地域・社会の課題の解決と産業イノベーションにつながる産学官連携活動に関する目標を達成するための措置

1) 地域のニーズと学内シーズをマッチングさせ、地域と連携した研究数を総計 240 件以上とするとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を 12 件以上創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)【31】

- ・【31】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業のニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における地域と連携した研究の実施数を年 35 件以上とする。また、産学連携推進センターを改編し、オープンイノベーションの推進や大学発ベンチャーを創出する機能を強化するとともに、学長特別強化経費を活用した新規大学発ベンチャーの設立支援や学生へのアントレプレナーシップ教育を実施する。

2) 技術移転に関わる四国地区 5 国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動 (Proof Of Concept 等) を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【32】

- ・【32】四国地区 5 国立大学連携による産学連携推進体制の下、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大することを目的に、四国地域の産業活性化を実現するためのオープンイノベーションハブ機能の整備や新事業創出支援体制の構築に関する活動を行う。

(5) 教育研究成果の地域還元に関する目標を達成するための措置

1) 地元企業に対する技術開発を積極的に支援するとともに、地域課題解決等に向けた政策立案を支援するため、連携自治体の委員会、協議会等へ積極的に参画する。【33】

- ・【33-1】企業ニーズの把握とその解決のための研究者マッチングを行うなど、地元企業の技術開発を積極的に支援する。
- ・【33-2】COC 事業終了後も、県内各地域の担当コーディネーターを継続配置することにより、引き続き各連携自治体等との連携を深め、県をはじめとする自治体の各種委員会、協議会等へ積極的に参画し、地域課題解決等に向けた政策推進を支援する。

2) 図書館やミュージアム、COC サテライトオフィス等の学内外施設を活用して、シンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を毎年 100 回以上主催し、教育研究成果を地域に発信する。【34】

- ・【34】多様なテーマのシンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を年間 100 回以上開催し、本学の教育研究成果を広く発信する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 国際的な大学間連携の推進に関する目標を達成するための措置

1) アジア・アフリカ拠点国等とのサテライト機能を活用するとともに、日本・インドネシア 6 大学協働事業 (SUIJI : Six University Initiative Japan Indonesia) による教育研究連携を発展させる。【35】

- ・【35-1】愛媛大学海外サテライトオフィス・モザンビーク (ルリオ大学) に継続して教員を派遣し、本学農学研究科と連携してルリオ大学とのイチゴ栽培と社会データ収集システム構築に関する 2 つのプロジェクトを推進する。
- ・【35-2】日本・インドネシア 6 大学協働事業を継続していくために、SUIJI の学部及び大学院プログラムの内容について運営体制の変更に対応して実施内容を改訂する。

2) 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスラーニング・プログラム (海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習) やインターンシップ等を促進する。【36】

- ・【36-1】学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスラーニング・プログラム (海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習) を実施するとともに、事業の継続に必要な経費の獲得を目指して、JASSO 奨学金への申請と自治体等への働きかけを行う。
- ・【36-2】インターンシップ参加者と受入企業に対してルーブリック評価又は調査表による評価を実施してインターンシッププログラムの改良に繋げ、企業と連携して行う「win-win インターンシップ」の企画・実施に活かす。

(2) グローバル化に対応した人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 留学生受入プログラム等の充実により、留学生数（長期・短期）を第2期中期目標期間より30%以上増加させるとともに、企業ネットワークを活用し、留学生の就職支援教育を充実させる。【37】

- ・【37】 文部科学省「留学生就職促進プログラム」が独自に開講する授業において、授業後の聞き取り調査等を実施し、企業との連携による就職支援教育の充実に活かす。

2) 日本人学生派遣プログラムの充実及び奨学金制度等の活用により、日本人学生の海外派遣者数（長期・短期）を第2期中期目標期間より50%以上増加させる。【38】

- ・【38】 グローバル人材育成事業に基づく学生海外派遣プログラムにより、日本人学生派遣数（長期・短期）を第2期中期目標期間の年度平均値298人より50%以上増加させ、447人以上とする。

3) 外国人教員等（外国籍教員・外国の大学で学位を取得した日本人教員・外国での教育研究経験のある日本人教員）の割合を全教員の10%以上にする。【39】

- ・【39】 グローバル人材育成事業に基づく愛媛大学外国派遣研究員制度等を活用し、外国で通算1年以上教育研究経験のある日本人教員数について、新たに5人以上増加させる。

(3) グローバル化に対応した体制の整備に関する目標を達成するための措置

1) 職員の語学力を含む国際業務対応能力を向上させるため、SDプログラム等を活用し、毎年2人以上の職員を海外へ派遣する。【40】

- ・【40】 前年度のSDプログラムの改善内容に基づき、本年度も複数人の職員を海外へ派遣する。

2) キャンパス環境の国際化のため、修学・就業に関する学内情報の英文化を進めるとともに、教育・観光等、地域事業への留学生の派遣・連携を通して、地域の国際化に貢献する。【41】

- ・【41】 学内の外国人教職員が必要とする資料の英文化を推進する。また、地域の国際化推進への要請に応えるため、地域で実施される国際化推進事業に留学生を派遣する。

5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の質の向上、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1) 特定機能病院として、移植関連医療やロボット手術、光学及び画像医療等の先端医療、高度医療に関わる検査及び手術機器等の設備並びに高度先進技術を導入し、高度急性期医療機能を強化する。【42】

- ・【42-1】 肝臓、腎臓、角膜、羊膜の移植医療の更なる充実に加えて、ロボット手術の実施件数の増加を図る。
- ・【42-2】 高度生殖医療を再開し、合併症を有する男女の不妊治療を行う。さらに、厚生労働省が策定するがん対策推進基本計画において取り組むべき施策として示されている小児がん・AYA世代のがん対策に向けたがん・生殖医療を実施する。
- ・【42-3】 最新デジタルPET/CTシステムを用いた検査の導入により、診療能力及び教育・研究効果の向上に活用する。

2) 全国に先駆けて設置した総合診療サポートセンターの機能を最大限に活用し、愛媛県地域保健医療計画に基づく、5疾病6事業や地域包括ケアシステム等の拡充に向けた取組を、愛媛県や愛媛県医師会等と連携して支援する。【43】

- ・【43】 前年度本格稼働した地域医療連携ネットワークシステム「HiME ネット」について、研究会の開催及び愛媛大学医学部連携病院長会議における関連病院に対する啓発、連携実績の多い医療機関を中心とした計画的訪問の実施により、稼働後2年間（令和元年度・2年度）で60機関以上の連携実績を目標として利用促進を図る。また、地域医療連携ネットワークシステムをもつ他医療機関、及び愛媛県、愛媛県医師会等と密に連携を図り、県下の医療機関がより活用できるシステムとなるよう積極的に活動する。

3) 愛媛県の救急医療体制を強化するため、広域搬送手段としての愛媛県ドクターヘリ事業を、県立病院群とともに支援する。【44】

- ・【44】 前年度に引き続き、本学救急航空医療学講座と救急医学講座及び本院看護部が連携し、愛媛県ドクターヘリ運航事業に参画することで、愛媛県の救急医療体制の強化を図る。また、事例検討会への積極的な参加を行うなど、本事業を通じ、フライトドクター・フライトナースの育成に取り組む。

4) 医療安全管理体制を強化するため、全医療スタッフを対象に医療安全管理教育を年 10 回以上実施する。【45】

- ・【45-1】前年度に引き続き、全職員対象の医療安全教育（新規採用オリエンテーション、講演会、セミナー、救命救急講習会等）を年 10 回以上開催するとともに、専従化した医師 GRM (General Risk Manager) が中心となり、医療スタッフを対象とした研修会を企画するなど、更なる医療安全管理体制を充実させる。
- ・【45-2】患者及び家族への適切な説明の実施及び診療録への正確な記載について、診療録監査も含めモニタリングの強化を図る。

(2) 医療人の育成と医学教育に関する目標を達成するための措置

1) 総合臨床研修センター、地域医療支援センター及び地域医療関連寄附講座等を通じて、専門医療からプライマリ・ケアまで、幅広いニーズに対応可能な、質の高い医療人を育成する。【46】

- ・【46】質の高い医療人を育成するため、初期臨床研修では、研修医に対し高度シミュレータを用いた実践的な説明を行い、質の高い医療技術を修得させる。また、専門研修では、引き続き合同説明会や共通講習を実施することで幅広い技能・知識を修得させる。

2) 地域医療を志向する学生の卒前教育及び卒後教育を組織的に推進し、地域への人材派遣を通して、地域医療を充実させる。【47】

- ・【47】地域医療支援センターが中心となり、県、医師会、地域の医療機関等と連携協力して医師不足の状況等を把握・分析し、地域医療奨学医師等の県内地域医療機関への適正な配置による地域定着について検証するとともに、引き続き医師育成キャリア形成の支援に取り組む。

(3) 医学研究の推進に関する目標を達成するための措置

先端医療創生センター等を中心として、基礎研究と臨床研究の融合を図り、橋渡し研究を通じて、医療機器の開発や知的財産の獲得に貢献する。【48】

- ・【48-1】先端医療創生センターが中心となり、連携拠点大学による AMED 橋渡しシーズ公募説明会・個別相談会及び TRC セミナーを開催し、新たな橋渡し研究プロジェクトの立ち上げや推進を支援する。
- ・【48-2】開発・製品化に成功した Knee Pad について、四国 4 県の整形外科を対象とした多施設研究を進める。
- ・【48-3】ニコン株式会社との各種顕微鏡のアプリケーション開発を進め、富士フィルムとは更に米国及び欧州においてのライセンス展開を進める。新規特許出願中の技術（特願 2018-102516）についてより早く臨床での活用を進めるとともに、国立研究開発人科学技術振興機構（JST）からの支援を受けての PCT 出願及び国際ライセンス展開を図る。

(4) 病院の国際化に関する目標を達成するための措置

国立大学附属病院長会議の『将来像実現化計画』に基づき、国際的な人材の育成と医療支援を含む国際人事交流を推進する。【49】

- ・【49-1】国際化推進センターが中心となり、医学科は 4 つの協定校（韓国の江原大学、中国の大連医科大学と中国医科大学、台湾の高雄医学大学医学院）との学生交流事業を実施、看護学科は高雄医学大学看護学院等との交流を実施し、国際的な視野をもった医療人の育成を図る。
- ・【49-2】前年度に続き、JICA プロジェクト「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」を実施する。また、前年 10 月に開院した日本モンゴル教育病院に本院の医師、看護師等を派遣し、技術指導や運営サポート等の同病院の医療レベルの向上に繋がる支援を行う。

(5) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

1) 今後の医療の進展及び制度改革に迅速かつ柔軟に対応するため、病院長を支える幹部人材の育成法、附属病院内のガバナンスや事務組織の機能等について検証し、学長のリーダーシップの下、医師、看護師等の医療スタッフに対する病院長の人事権限を拡充する。【50】

- ・【50】病院運営に携わる人材を育成するため、前年度に続き、病院管理者等を対象とした複数の研修会等に病院長を含む執行部が参加し、病院運営・経営マインドの養成を図る。

2) 病院長のリーダーシップの下、予算を重点的に配分するとともに、手術件数を 10%以上増加

させる。【51】

- ・【51】 病院長のリーダーシップの下、病院長裁量経費を拡充し、戦略的な予算配分を実施する。また、手術室の利用率を更に向上させるため、手術枠の弾力的な運用を継続して行い、年間手術件数を平成 27 年度比 10%増加させる。

3) 経費節減等に取り組み、一般管理費を 3%未満に維持する。【52】

- ・【52】 冷暖房時の集中管理やフィルター清掃等のメンテナンスを実施するとともに、設備機器を高効率機種へ転換し省エネルギー対策を推進する。物品のリユースやペーパーレス化を推進し、既定経費の削減を行うことで、一般管理費を 3%未満に維持する。

(6) 労働環境に関する目標を達成するための措置

職員の福利厚生充実の充実、労働環境の改善、ダイバーシティ推進本部との連携による職員の多様な働き方に応じた復職・育児・介護支援や再雇用制度の活用により、優秀な人材を確保する。

【53】

- ・【53】 多職種の委員で構成する勤務環境改善検討委員会において、働き方改革の動向を踏まえた医療従事者等の勤務環境の改善を引き続き検討・実施する。また、同委員会における前年度の検討を踏まえ、医師・教員の在院時間把握のため、出退勤システムを試行的に導入する。

6 附属学校園に関する目標を達成するための措置

1) 特別支援教育や英語教育の推進等、地域の教育課題に対するモデル的取組の具現化のため、大学や地域教育委員会等との連携体制を強化して取り組み、その成果を研究会や地域研修会等を通して地域に還元するとともに、大学・学部教員養成カリキュラムの充実に資する。【54】

- ・【54】 「小中連携プログラム」の成果を取りまとめ、地域連携会議で報告し、地域への発信の手段・方法について協議する。また、教育学部において成果報告を行い、教育実習を含む教員養成カリキュラムの編成にその成果を活かせるような提案を行う。

2) これからの教員に求められる資質・能力を育成するため、大学と連携し、アクティブラーニングや ICT 等を活用した質の高い教育実習を実施する。【55】

- ・【55】 改訂した「教育実習の手引き」とその改善策に基づき、大学と連携し、アクティブラーニングや GIGA スクール構想により今後更に充実が図られる ICT 等を活用した教育に対応する質の高い教育実習を実施する。また、インターン実習の改善のために、前年度の成果と課題を検証する。

3) 附属 5 校園の組織的連携・協働及び大学との連携による教育・研究を推進するとともに、多様な子どもへの合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育システムの推進に取り組む。【56】

- ・【56-1】 平成 29～31 年度の教育連携コーディネーター会議による取組の実施状況とその効果の検証を基に、大学及び附属 5 校園の組織的連携・協働による教育・研究を推進するための体制の改善を継続する。また、取組の成果を取りまとめ、学部・附属連絡協議会及び愛媛大学附属学校園会議に報告するとともに、研究会等を通して地域に発信する。さらに、教育学部に開設予定の科学教育センターについて、今後の連携を念頭に、附属学校園が協力して開設準備を行う。
- ・【56-2】 学びのダイバーシティーサポートチームの支援対象となる幼児・児童・生徒への合理的配慮の提供が校園間の移行（進学）において有効に機能するための体制を整備し、その効果の検証を行う。また、平成 28 年度以降の 5 年間の体制整備の成果と課題を取りまとめる。さらに、教育学部に開設予定のインクルーシブ教育センターについて、今後の連携を念頭に、附属学校園が協力して開設準備を行う。

4) SGH の指定校である附属高校を中心として、大学及び海外の教育機関との連携協力を行い、国際理解教育や外国語教育を充実させる。【57】

- ・【57】 SGH 指定校として培ってきた附属高校の国際理解教育・外国語教育を継続発展させる。県下高校を対象とした英語科教育研究会等の開催、附属小学校土曜学習での附属高校生による特別英語授業の継続、国際理解・異文化理解に関連する附属高校の「課題研究」などの成果について検証する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学長がリーダーシップをより発揮し機動的な大学運営を推進するため、教員ポイント制の導入により人的資源の再配分を行うとともに、IR 機能等の組織の在り方を見直し、学長の補佐体制を強化する。【58】

- ・【58-1】学内 IR 体制についての検証を行うとともに必要に応じて見直しを行い、学長補佐体制を更に強化する。
- ・【58-2】第4期中期目標期間に向けた教員ポイント制の見直しを行うとともに、学内クロスアポイント実施に向けた検討を行う。

2) 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるために実施している「教員の総合的業績評価」において、実質的な教員評価を実施するため、ティーチング・ポートフォリオを活用する。【59】

- ・【59】新たな教員業績評価制度により、厳格かつ公正な業績評価とその処遇への適正な反映を行う。

3) 教員の流動性を高め、かつ優秀な人材の確保に繋げるため、評価結果をより処遇に反映可能な評価制度への改善を通じて、人事・給与制度の弾力化を図り、承継ポストの10%を年俸制に移行するとともに、クロスアポイントメント制度を創設する。【60】

- ・【60】新たな年俸制を本年4月1日付け新規採用者から適用するとともに、クロスアポイントメント制度について各部局への周知に努め、制度の適用を進める。

4) 女性教職員の能力の活用及び向上を図るため、管理職の10%以上の比率で女性を登用する。【61】

- ・【61】女性教員採用を増加させる仕組み及び女性教職員の管理職を育成するための研修のあり方を検討する。

5) 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、20%以上となるよう促進する。【83】

- ・【83】各部局等の教員人事計画に基づき、学長裁量ポイント等を活用して優秀な若手教員を採用する。

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 平成28年度の法文学部の改組及び社会共創学部を設置を受け、平成32年度には、人文社会科学に関する高度で専門的な知識と能力、広範な学際的視野及び適切な問題解決能力を備えた専門職業人の育成を行う専攻や、地域のファシリテーターとして、他領域の専門家と協働し、複眼的なアプローチで地域課題を解決できる能力を有する専門職業人の育成を行う専攻を設置し、人文社会科学系の大学院課程を整備する。【62】

- ・【62】達成済み。

2) 平成28年度の教育学部の改組に伴って、実践型の教員養成機能を一層強化し、地域の教員養成の拠点として、入試制度の改革、実践経験を重視したカリキュラムの強化、小中一貫教育・アクティブラーニング・小学校における英語の教科化等への対応を行う。また、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率を40%以上にするとともに、教員養成に特化することにより、教員就職率について第3期中期目標期間中に80%を達成する。さらに、愛媛県における教員の大量退職が平成40年頃で終了するといった動向を踏まえ、第3期中期目標期間中に教育学部の組織について見直す。(戦略性が高く意欲的な計画)【63】

- ・【63-1】真に教師を目指す学生の入学比率を向上させることを目的に導入した、新しい入試内容であるグループディスカッション(本年度入試から導入)の効果について、新入生アンケート等のデータを用いて検証する。
- ・【63-2】中期計画に掲げた①愛媛県における新規採用小学校教員の占有率40%以上、②教員就職率80%以上、の2つの数値目標を達成できるよう、学生に対し、教師のやりがいや職業観に関する啓蒙活動のほか、教員採用試験対策について強化する。

3) 教育学研究科においては、高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、平成28年度の教育実践高度化専攻(教職大学院)の設置に引き続いて、第3期中期目標期間中に、教科教育専攻及び特別支援教育専攻を教職大学院へ移行させる。第3期中期目標期間中において、移行前の既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者

- の教員就職率約 60%、新設（予定）の教職大学院修了者の教員就職率約 80%を確保する。【64】
- ・【64】本年度開始の教職大学院新カリキュラムを、教職大学院運営会議（本年度新設）が中心となって運営し、高度専門職人材育成の機能を更に向上させる。また、教職大学院生確保のための広報活動と、カリキュラム改善を視野に入れた追跡調査の実施に注力する。
- 4) 教育学部・教育学研究科において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、附属学校を活用した指導経験も含め、第 3 期中期目標期間末には 30% 確保する。【65】
- ・【65】教育学部教員の附属学校園での教育への参画を推進し、教育現場への派遣を継続する。これにより、教育学部・教育学研究科における、学校現場における指導経験を有する大学教員比率 30% 以上を維持する。
- 5) 平成 28 年度の農学部・農学研究科の改組に続き、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力等の複合的な力を備えた理工系人材の戦略的育成を推進するため、平成 31 年度に理学部・工学部・理工学研究科を中心に理工系教育研究組織を再編する。【66】
- ・【66】達成済み。

(3) 事務系職員の人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 職員の能力開発（SD）を推進するため、企画力・実践力を高める研修プログラムを開発し、実施する。【67】
- ・【67】前年度に実施、効果検証を行った「企画力養成研修」（旧：IR 研修）を実施するとともに、大学運営・経営の高度化に対応するための高い企画・立案能力を持ち、学長・大学執行部を支える意欲と展望を有する人材を早期から育成することを目的に新たに開設する「愛媛大学戦略的リーダー育成コース」を実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 本学に対する寄附金を第 3 期中期目標期間末までに累計 3 億円とするとともに、新たな寄附講座を 10 件設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）【68】
- ・【68】中期目標期間中の寄附目標額（3 億円以上）を既に確保したことから、継続的な活動に加え、新たな財源確保策として多様な特定基金を設け、企業等から幅広い基金の獲得を含め、更なる拡充へ向け戦略的に活動する。

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 仕様及び契約形態の変更等により、契約事務の改善を行い、管理的経費を抑制する。【69】
- ・【69】不要物品の有効利用、外線電話及び低圧電力の契約方法の見直しを行い管理的経費の削減を行う。また、空調設備等を省エネ効果の高いものに更新し光熱水料を節減する。更に、会計業務の見直しを行い、効率化を実現することにより、業務量の削減に繋げる。

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的視点に立った資産（建物・設備）の効果的・効率的な運用・管理を行うとともに、余裕金について安全かつ効果的な資金運用を行う。【70】
- ・【70】資産の有効活用を図るため、本年度末に廃止となる北吉井宿舍跡地について、売却又は第三者への貸し付けを含めた他用途への転用を視野に入れ、今後の利用計画の検討を行うとともに、売却予定である横河原宿舍跡地の売却手続きを進める。また、余裕資金については、余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の取得により運用が可能となった収益性の高い商品を購入することも含め、引き続き金利情勢を見極め、安全かつ効果的な資金運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 定期的実施している自己点検・評価業務を継続するとともに、相互連携を更に強化するため自己点検評価室と各部局の自己点検評価組織の体制を見直す。【71】
- ・【71】認証評価に向け、自己点検評価室において、各部局における自己点検・評価の結果を基に課題を分析し、改善のための提言を行う。また、この提言に基づき、各部局において、改善措置を実施する。

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

全構成員が広報活動の担い手となり、情報の共有化（インナーコミュニケーション）を推進するとともに、多様な情報発信機能を活用し、地域・社会に必要とされる情報を、正確かつわかりやすい形で発信する。【72】

- ・【72-1】 学生による情報発信を更に推進するため、大学生活に関する生の声を主体的に発信できる方法を検討する。また、学外者が参加するイベントを一元管理・共有できるシステムを構築する。
- ・【72-2】 高校教員対象のアンケートの追跡調査を実施し、双方向的に必要とされている情報を的確に把握する。また、プレスリリースのコピーライティングやテクニカル技能を向上させるなどの方策を検討し、パブリシティ活動を推進する。
- ・【72-3】 愛媛県下の地域ステークホルダーに対して大学情報の説明会をきめ細やかに実施し、本学への理解度を高める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) キャンパスマスタープラン（中・長期的整備計画）の再検討を行い、既存建物の改修等の計画を見直し、効率的な施設の維持管理を行う。【73】

- ・【73】 施設を効率的に維持管理するため、整備状況により施設整備計画を見直し、修繕及び維持管理を行う。

2) 安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、経年劣化した施設・ライフライン（給水配管・ガス配管・電気設備等）について、国の財政措置の状況等を踏まえ、耐震対策・防災機能を強化する。【74】

- ・【74】 「令和2年度国立大学法人等施設整備費補助事業」に採択された施設整備費補助金等を活用し、城北・重信団地のライフライン（給排水・空気調和設備等）の耐震対策・防災機能の強化を実施する。

3) 地球環境への配慮のため、施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点となる研究室等について、国の財政措置の状況等を踏まえ、施設を整備する。【75】

- ・【75】 地球環境への配慮のため、建物等の照明設備のLED化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点づくりとして施設整備を行う。

4) 大学の機能強化・活性化を図るため、社会共創学部を設置・既存学部の改組に伴ってスペースの最適化を行うとともに、多様な教育研究への対応と新たな共用スペース確保のため、国の財政措置の状況等を踏まえ、経年使用により老朽化・陳腐化した施設をリノベーションする。【76】

- ・【76】 機能改善整備に伴い、共同利用スペースの最適化を実施するとともに、財政措置の状況等を踏まえ、老朽化・陳腐化した施設のリノベーションを行う。また、社会共創学部の学年進行に伴い休止しているスペースチャージ制度を再開する。

(2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

1) 安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るため、安全衛生・環境に関連する講習等を年間4回以上実施するとともに、全職員の衛生管理者等の有資格者率を5%以上に維持し、各部局等の事務組織の有資格者を1人以上とする。【77】

- ・【77】 衛生管理者等の有資格者の部局等の偏在を解消するため、事務系職員を中心に、引き続き有資格者の増員を図るとともに、安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るための講演会・講習会等を年間4回以上実施する。

2) 各リスクへの対応手順を示した危機管理マニュアルを毎年度見直し、内容を充実させる。【78】

- ・【78】 見直した災害対策マニュアルの実効性を測るためにシミュレーション訓練等を実施し、更なる改善事項の洗い出しを行う。

(3) 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

1) 研究活動における不正行為を事前に防止するため、各学部等に部局責任者を配置するなど、組織の管理体制を強化するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図るため、学問分野に応じたe-Learning教材等の研究倫理教育教材の開発を行い、研究倫理教育等を更に充実する。【79】

- ・【79】これまでの研究倫理教育教材に加えて、新たに研究倫理 e-Learning 教材「eAPRIN」を導入し、学問分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する体制を構築する。

2) 研究費等の不正使用を未然に防止するため、平成 31 年度までに研究者等の指導・相談を行う指導員を整備するなど、組織の管理責任を強化し、不正使用防止体制を整備するとともに、構成員の意識の向上を図るため、平成 29 年度までに職域や雇用形態に応じた教育教材の開発や、e-Learning を活用して教育を実施する仕組みの構築を行うなど、コンプライアンス教育等を更に充実させる。【80】

- ・【80】達成済み。

3) 「愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、公正な教育・研究・就業環境の整備を図り、人権侵害の防止に関する取組を推進する。【81】

- ・【81】学生を対象とした人権問題に関するアンケートを実施、分析し、人権侵害防止策に反映させる。加えて、各学部等での人権侵害防止の取組において、人権センターが各学部等と連携し、人権問題の啓発及び解決のため事例研究等を取り入れた講習会を実施する。また、前年度に洗い出した課題を踏まえ、人権に関する考え方などの多様性を尊重するような取組について、各部局と協議する。

(4) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

学術情報基盤の安定的な運用に向け、機密性・完全性・可用性を維持する管理運用体制を強化するとともに、e-Learning を活用した構成員への情報倫理教育を行うなど、情報セキュリティ教育等を更に充実させる。【82】

- ・【82】「愛媛大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づく実効性のあるインシデント対応体制の整備、業務・サービスに濃淡を付けバランスの取れたセキュリティ対策及び最新のセキュリティ脅威や脆弱性に対応した情報セキュリティ教育を実施するとともに、IT 投資全体の最適化を行い、組織として得られる効用が最大化されるように実効性を重視したサイバーセキュリティ対策等を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3,110,549 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 横河原宿舎の土地（愛媛県東温市横河原字横川 1375 番 6,692.82 m²）及び建物（鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建，延床面積 3,981.60 m²）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は，

- ・ 教育・研究環境整備事業
- ・ 教育・研究の質の向上のための事業
- ・ 附属病院の診療体制充実等事業
- ・ 業務改善・組織運営充実等事業

に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(医病) ライフライン再生(空調設備等)	総額	施設整備費補助金 (1,635)
・(城北) 総合研究棟改修Ⅱ(教育学系)	2,361	長期借入金 (583)
・(持田・附小) 校舎改修		(独)大学改革支援・学位授与機
・(城北) ライフライン再生(給排水設備)		構施設費交付金 (39)
・(重信) 長寿命化促進事業		補助金等 (104)
・(重信) 総合研究棟改修(医学系)		
・(持田) 校内通信ネットワーク整備		
・総合迅速検査システム		
・血管内X線診断治療システム		
・小規模改修		
・光ファイバー回線網敷設		
・学習者用コンピュータ等整備		

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

(1) 教員人事

教員ポイント制や年俸制を活用して、弾力的な教員人事を行う。

さらに、教員の業績評価を実施して、厳格かつ公正な評価及び処遇等への反映を行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

(2) 事務系職員

「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

また、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 2,119人

また、任期付職員数の見込みを339人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 21,171百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,166
施設整備費補助金	1,635
補助金等収入	697
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	26,523
授業料, 入学金及び検定料収入	5,033
附属病院収入	21,079
財産処分収入	0
雑収入	411
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,452
引当金取崩	71
長期借入金収入	583
目的積立金取崩額	346
計	45,512
支出	
業務費	37,966
教育研究経費	16,991
診療経費	20,975
施設整備費	2,257
補助金等	413
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,452
長期借入金償還金	1,423
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
計	45,512

[人件費の見積り]

期間中総額 21,171 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度当初予算額 2,965 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 487 百万円

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	43,769
經常費用	43,769
業務費	39,879
教育研究経費	4,757
診療経費	11,635
受託研究費等	1,253
役員人件費	255
教員人件費	11,883
職員人件費	10,095
一般管理費	819
財務費用	71
雑損	0
減価償却費	3,000
臨時損失	0
収入の部	44,037
經常収益	44,037
運営費交付金収益	11,783
授業料収益	4,738
入学金収益	662
検定料収益	137
附属病院収益	21,079
受託研究等収益	1,483
補助金等収益	615
寄附金収益	1,516
施設費収益	151
財務収益	12
雑益	784
資産見返運営費交付金等戻入	695
資産見返補助金等戻入	172
資産見返寄附金戻入	211
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	268
目的積立金取崩益	281
総利益	549

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	51,354
業務活動による支出	40,265
投資活動による支出	3,522
財務活動による支出	1,725
翌年度への繰越金	5,842
資金収入	51,354
業務活動による収入	42,338
運営費交付金による収入	12,166
授業料, 入学金及び検定料による収入	5,033
附属病院収入	21,079
受託研究等収入	1,356
補助金等収入	697
寄附金収入	1,362
その他の収入	645
投資活動による収入	1,686
施設費による収入	1,674
その他の収入	12
財務活動による収入	583
前年度よりの繰越金	6,746

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

法文学部	人文社会学科（昼間主）	1,120人
	（夜間主）	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	580人
	特別支援教育教員養成課程（R2 募集停止）	60人
社会共創学部	産業マネジメント学科	280人
	産業イノベーション学科	100人
	環境デザイン学科	140人
	地域資源マネジメント学科	200人
理学部	理学科	450人
	数学科（H31 募集停止）	100人
	物理学科（H31 募集停止）	100人
	化学科（H31 募集停止）	104人
	生物学科（H31 募集停止）	86人
	地球科学科（H31 募集停止）	60人
医学部	医学科	685人
	（うち，医師養成に係る分野	685人）
	看護学科	260人
工学部	工学科	1,000人
	機械工学科（H31 募集停止）	180人
	電気電子工学科（H31 募集停止）	160人
	環境建設工学科（H31 募集停止）	180人
	機能材料工学科（H31 募集停止）	140人
	応用化学科（H31 募集停止）	180人
	情報工学科（H31 募集停止）	160人
	学科共通（3年次編入）	20人
農学部	食料生産学科	290人
	生命機能学科	184人
	生物環境学科	226人
人文社会科学研究科	法文学専攻	12人
	（うち，修士課程	12人）
	産業システム創成専攻	8人
	（うち，修士課程	8人）
法文学研究科	綜合法政策専攻（R2 募集停止）	15人
	（うち，修士課程	15人）
	人文科学専攻（R2 募集停止）	10人
	（うち，修士課程	10人）
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10人
	（うち，修士課程	10人）

医学系研究科	教育実践高度化専攻	55人
	（うち、専門職学位課程	55人）
	特別支援教育専攻（R2 募集停止）	5人
	（うち、修士課程	5人）
	教科教育専攻（R2 募集停止）	20人
	（うち、修士課程	20人）
	学校臨床心理専攻（R2 募集停止）	9人
	（うち、修士課程	9人）
	看護学専攻	30人
	（うち、修士課程	28人）
（うち、博士課程	2人）	
医学専攻	120人	
（うち、博士課程	120人）	
理工学研究科	生産環境工学専攻	142人
	（うち、修士課程	124人）
	博士課程	18人）
	物質生命工学専攻	137人
	（うち、修士課程	122人）
	博士課程	15人）
	電子情報工学専攻	130人
	（うち、修士課程	118人）
	博士課程	12人）
	数理物質科学専攻	92人
（うち、修士課程	80人）	
博士課程	12人）	
環境機能科学専攻	68人	
（うち、修士課程	56人）	
博士課程	12人）	
農学研究科	食料生産学専攻	52人
	（うち、修士課程	52人）
	生命機能学専攻	46人
	（うち、修士課程	46人）
生物環境学専攻	46人	
（うち、修士課程	46人）	
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	27人
	（うち、博士課程	27人）
	生物資源利用学専攻	12人
	（うち、博士課程	12人）
生物環境保全学専攻	12人	
（うち、博士課程	12人）	
教育学部附属小学校	576人	
学級数	18クラス	
教育学部附属中学校	384人	

教育学部附属特別支援学校	学級数 12 クラス 60 人
教育学部附属幼稚園	学級数 9 クラス 144 人
愛媛大学附属高等学校	学級数 6 クラス 360 人
	学級数 9 クラス

年度計画（収支計画）における損益の不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院資産の減価償却費見込額、附属病院収入による資産計上見込額、借入金の元金償還見込額等に係る損益差額の発生によるものである。詳細については下表のとおりである。

（単位：百万円）

損 益 差 額 事 項	損 益 差 額
附属病院資産の減価償却費見込額	△1,317
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△141
リース資産の減価償却見込額	△244
附属病院収入による資産計上見込額	561
間接経費収入による資産計上見込額	37
リース債務の支払元本	291
借入金の元金償還見込額	1,362
計	549